

コンタクトレンズ検査料について

1. 「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合しており、管轄厚生局にその旨の届出を実施しています。
2. コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は、再診料を算定いたします。

初診料	291 点
再診料	75 点

3. 眼科的検査を行った場合は「コンタクトレンズ検査料1」をいただきます。

コンタクトレンズ検査料 1	200 点
---------------	-------

4. 厚生労働省が定める疾病等により、コンタクトレンズの装用目的であっても上記のコンタクトレンズ検査料ではなく眼科的検査料で算定する場合があります。
5. 診療日の医師については、担当医スケジュールもしくは当院スタッフまでご確認ください。

※上記につきご不明な点をご相談ください。



医療法人順正会

横浜鶴ヶ峰病院